

様式第 8 法第49条第 1 項及び第 4 項第 4 号・第 5 号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

~~・現状では、放射線量の問題から、住民も決められた期間、時間でしか町に戻れない状態にあるため、田畑に関しても、水路、土手等の補修が出来ない状況にある。また、土壌汚染された土地では作付が制限されており農地の荒廃が懸念されることから、農地復興のため、県補助金（営農再開支援事業）を活用し、大熊町農業復興組合に農地の保全管理を委託している。~~

~~・なお、今後町は、復興に資する事業として、大川原地区の農地において、住民が待ち望んでいる復興拠点の設置、住環境整備、企業誘致（植物工場等）、再生可能エネルギー（メガソーラー）等の導入に取り組み、町づくりの急務化を図る。~~

~~・長い時間はかかるが、農地で作物栽培が出来るようになるまでは、復興拠点以外の農地については、保全管理に努めることとし、今後の農業の在り方を検討していく。~~

・当町の営農再開は「大熊町営農再開ビジョン」で特定復興再生拠点区域までの対応を策定しているものの、特定帰還居住区域をはじめ帰還困難区域については方針建てをしていないため、今後の町内営農の長期的発展のため、除染作業の進捗状況や今後の避難指示解除の方向性を考慮しながら、環境循環型営農に向けた営農再開ビジョンのリバイスによる今後の営農方針及び施策の検討を進めていく。

・令和4年度より大川原地区での営農が再開し、令和5年度末時点で約40haの耕作面積となり、今後も増加の見通しとなっている。

・先行して解除となった野上中屋敷地区及び特定復興再生拠点区域については、令和7年度以降の営農再開に向けて営農者と農地所有者とのマッチング作業を行っており、補助事業等を活用しながら農業振興を進めていく。

・当町における農業の基本的な方針としては、放射性物質対策並びに環境循環を主軸とした持続可能な農業をテーマに新たな農業の在り方を模索・検討することとしている。国内の消費動向を展望した栽培品目の選択など、所得の向上を目指すことは勿論のこと、ICT等の先端技術導入による作業の省力化や大規模化、放射性物質の見える化対策を通じて、安全・安心な農産物生産と安定的な農業経営を目指していく。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

~~・震災及び原子力災害の影響により避難からすぐに帰還しない農業者が想定されることから、他地域での農業再開に向けては国・県補助（福島再生加速化交付金等）などを活用し、継続的支援を行う。~~

~~・営農再開が厳しいため、栽培技術の提供の斡旋を行う。（技術指導）~~

~~・ソーラー発電、バイオマス発電、植物工場等を誘致し、農地再生が可能になるまでの間、地域の雇用創出（農業技術の継承維持）やコミュニティの再建、農村地域の将来にわたる経済復興の支援を図る。~~

・帰町人口が少なく、営農再開意向者も少ない状況となっており、農業従事者の確保が困難な中で、必然的に少ない人数で大面積を営農することが町内農地を守り続けるという意味でも大きな課題となっている。その中で、高生産性及び低コスト生産が見込まれる地域については、地域計画の策定と合わせ、大規模かつ効率的な農業の実現に向けた農地集積の推進を検討していく。

・水田を中心とする安定的な営農のためには、農業用水の安定供給が必須であることから国交付金等（加速化交付金等）を活用し、農業用水利施設の保全及び再生を行う。

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。
- (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針） ・避難からすぐに帰還しない農業者や放射性物質の影響により耕作を見合わせる農地が多くなることが想定されることから、大熊町農業復興組合を設立し、農地の保全管理事業を委託している。 ・津波被災者の集団移転や帰還困難区域からの移転先の住宅用地等への農地転用は、地域コミュニティの維持とコンパクトなまちづくりを行うために必要最小限度とする。 ・避難先からすぐに帰還しない農家の農地については、県補助金（営農再開支援事業）項目である管理耕作を活用しながら、特定農作業受委託契約による耕作面積の確保を推奨している。管理耕作が活用できる場合は特定農作業受委託契約を、活用できない場合は農地法第3条による農地の賃貸借契約により、耕作面積の確保を図る。 ・円滑な農地マッチング及び集積された土地の確保については、町が実施した営農アンケートの結果をもとに、説明会を開催し理解醸成に努めている。また、国及び県の研究機関との連携を図り、農地特性を事前に把握することによって、参入農家の要望に応じた農地を充当できるようにし、地権者及び耕作者双方にメリットが享受されるよう体制を構築している。 ・福島復興特措法のある令和12年までは上記の対応を基準とするが、復興予算の対象や水準が漸減することを想定し、新たな復興対策の要望を行うとともに、農地が保全され続けるための柔軟な諸制度・施策対応を並行して検討していく。
② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む） ・大川原地区（旧居住制限区域）の農地では、復興拠点の整備や植物工場の誘致、太陽光発電事業の実施等の土地利用を行う一方、大川原地区内にあっても事業計画の無い農地については、町の復旧・復興に向けた各種計画と整合を図りながら、農地の保全管理や試験栽培の実施に努めるとともに、収益性の高い農作物のための施設の導入等の農業上の土地利用を検討していく。 ・また、区域見直しにより帰還困難区域から居住制限・避難指示解除準備区域に変更された農地についても、将来の農地利用を見通しながら保全管理に努める。 ・帰還困難区域及び特定復興再生拠点区域にある農地については、除染の進捗状況や被曝リスクを考慮しつつ、農地保全の方法を検討する。なお、帰還困難区域内での試験栽培については、将来的な営農再開に向けた一助として今後も継続して実施する。 ・参入農業者等の意図を汲み取り、栽培品目や手法など個々の営農形態に適した農地の利活用を推進する。 ・農地については、可能な限り農業に資する利用を行っていくこととする。ただし、必要に応じて農業用途外とすることを妨げず、柔軟性を持たせることとする。 ・登記地目が農用地外の場合、農地除染（表土剥ぎ取りや地力回復剤の施用等を盛り込んだ除染）が行われていない場合があるため、関係機関と協議し慎重に対応を行う。
③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況 別紙様式のとおり

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

--

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面 積	うち	うち	うち	事 業 主 体	施 行 予 定 年 度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用 区 分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
B-1	大川原地区	その他施設 の整備に関 する事業	太陽光発電 施設	3.2ha	3.1ha	3.1ha	3.1ha	大熊町	26年度 ～ 27年度	—	非線引き都 市計画区域 の用途地域 外	
B-2	大川原地区	その他施設 の整備に関 する事業	避難所及び 事業所用地	0.9ha	0.9ha	0.9ha	0.9ha	(株)東京エ ネシス	27年度 ～ 28年度	—	非線引き都 市計画区域 の用途地域 外	
B-3	大川原地区	その他施設 の整備に関 する事業	避難所及び 事業所用地	1.5ha	1.5ha	1.5ha	0.8ha	東京パワ ーテクノロ ジー(株)	27年度 ～ 28年度	—	非線引き都 市計画区域 の用途地域 外	
B-4	大川原地区	その他施設 の整備に関 する事業	太陽光発電 施設	15.6ha	15.4ha	15.4ha	15.4ha	大熊エネル ギー合同会 社	27年度 ～ 28年度	—	非線引き都 市計画区域 の用途地域 外	
A-1	大川原地区	都市施設の 整備に関す る事業	大川原地区 復興拠点用 地	18.3ha	10.3ha (10.9ha) (0.6ha)	10.3ha (10.9ha) (0.6ha)	10.3ha (10.9ha) (0.6ha)	大熊町	28年度 ～ 令和3年度	264人 (132世 帯)	非線引き都 市計画区域 の用途地域 外	移転元：町外避難者 （いわき市：4614人（1,976世帯） 会津若松市：1,096人（491世帯） 郡山市：1,058人（513世帯） その他：3,892人（1,885世帯））
	I 工区			17.7ha	10.3ha	10.3ha	10.3ha					
	II 工区			0.6ha	— (0.6ha)	— (0.6ha)	— (0.6ha)					
C-1	夫沢地区	その他施設 の整備に関 する事業	リサイクル センター施 設	8.2ha	7.3ha	7.3ha	7.3ha	株式会社相 双スマート エコカンパ ニー	30年度 ～ 元年度	—	非線引き都 市計画区域 の用途地域 外	

A-2	下野上地区			42.5 43.1ha	0.1ha (20.6ha)	— (20.5ha)	— (17.8ha)	大熊町	令和2年度 ～ 令和6年度	2600人 (1300世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	移転元：町外避難者 いわき市：4638人(1,974世帯) 会津若松市：670人(298世帯) 郡山市：1,073人(494世帯) その他：3,933人(1,942世帯)
	I 工区	都市施設の整備に関する事業	下野上地区復興拠点用地	41.5 42.1ha	0.1ha (20.2ha)	— (20.2ha)	— (17.5ha)					
	II 工区			0.2ha	— (0.2ha)	— (0.2ha)	— (0.2ha)					
	III 工区			0.8ha	— (0.2ha)	— (0.1ha)	— (0.1ha)					
A-3	大川原地区	その他施設の整備に関する事業	西工業団地	21.2ha	1.5ha	1.5ha	—	大熊町	令和3年度 ～ 令和6年度	—	工業専用地域	
計				111.4ha 112.0ha	40.0ha 40.1ha (61.2ha) (21.2ha)	40.0ha (61.1ha) (21.1ha)	37.8ha (56.2ha) (18.4ha)			—		

注) ~~各工区の~~ () については、土地利用方針の農林水産大臣同意後に都市計画事業の認可を受け、「農地転用の許可不要」となったもの

~~なお、各地区計及び計の () においては「農地転用の許可不要」となったものを含めた計~~

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているもの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名： 大川原地区 B-1 地区大熊町復興拠点整備事業(太陽光発電用地確保事業)

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
圃場整備 事業位置 図 B-1地区	団体営圃 場整備事 業	道平地区	大熊町土 地改良区	23.6ha	S55～ 58	3.1ha	完了	補助	現在の 大熊町は中屋敷地区が避難指示解除準備区域、大川原地区が居住制限区域、その他町内の大部分が帰還困難区域に設定されており、当該事業受益地以外に必要な面積を確保出来る土地が無い状況にある。 当該地を、太陽光発電事業により事業区域から除外することについては、大熊町土地改良区及び大熊町農業委員会と調整済である。 また、用水路を廃止することによる影響が及ぶ農地には、原因者が付け替えを行い機能維持することで大熊町土地改良区と調整済である。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
雨水排水は、地区外の農業用排水路を経由して2級河川大川原川に放流されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。農業用排水路の使用については、大熊町土地改良区と調整済である。農地として残されるエリアについては影響が生じないよう現状のまま確保する。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。									

2 調整措置概要

地区名： 大川原地区 B-2 地区大熊町復興拠点整備事業(廃炉関連企業事務所及び避難所機能設置事業 1)

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
圃場整備 事業位置 図 B-2地区	—	—	—	—	—	—	—	—	—

該当なし

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
雨水排水は、地区外の農業用排水路を経由して 2 級河川大川原川に放流されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。農業用排水路の使用については、大熊町土地改良区と調整済である。									

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。									

2 調整措置概要

地区名： 大川原地区 B-3 地区大熊町復興拠点整備事業(廃炉関連企業事務所及び避難所機能設置事業 2)

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
圃場整備 事業位置 図 B-3地区	—	—	—	—	—	—	—	—	—

該当なし

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

雨水排水は、地区外の農業用排水路を経由して 2 級河川大川原川に放流されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。農業用排水路の使用については、大熊町土地改良区と調整済である。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。

2 調整措置概要

地区名： 大川原地区 B-4 地区大熊町復興拠点整備事業(太陽光発電施設整備事業)

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
圃場整備 事業位置 図 B-4地区	団体営圃 場整備事 業	道平地区	大熊町土 地改良区	23.6ha	S55～ 58	13.1ha	完了	補助	現在の 大熊町は中屋敷地区が避難指示解除準備区域、 大川原地区が居住制限区域、その他町内の大部分が帰還 困難区域に設定されており、当該事業受益地以外に必要な 面積を確保出来る土地が無い状況にある。 本計画については大熊町農業委員会及び大熊町土地改良区へ説明を行っており、了承を得ている。 また事業区域内はもちろんのこと、近隣の農地にも営 農再開の際に支障を来すことのないよう関係機関との調 整及び事業者への指導を徹底する。
圃場整備 事業位置 図 B-4地区	県営圃場 整備事業 Ⅰ工区	熊川地区	福島県	81.3ha	S51～ 61	2.3ha	完了	補助	
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
雨水排水は、地区外の農業用排水路を経由して2級河川大川原川に放流されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。農業用排水路の使用については、大熊町土地改良区と調整済である。農地として残されるエリアについては影響が生じないよう現状のまま確保する。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。									

2 調整措置概要

地区名： 大川原地区 A-1 地区大熊町復興拠点整備事業(大川原地区復興拠点整備事業)

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
圃場整備 事業位置 図 A-1地区	団体営圃 場整備事 業	大川原地区	大熊町土 地改良区	89.8ha	S48～ 52	10.9ha	完了	補助	現在の熊町は中屋敷地区が避難指示解除準備区域、大川原地区が居住制限区域、その他町内の大部分が帰還困難区域に設定されており、当該事業受益地以外に必要な面積を確保出来る土地が無い状況にある。 本計画については大熊町農業委員会及び大熊町土地改良区へ説明を行っており、了承を得ている。 また事業区域内はもちろんのこと、近隣の農地にも営農再開の際に支障を来すことのないよう調整する。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
生活排水は合併浄化槽での処理後、雨水とともに調整池を経由し2級河川熊川に放流される。調整池までの経路については排水管を新設し、周辺農地に支障を来すことがないよう整備する。なお、農地として残されるエリアについては、農業用排水路の切り回し処置や日照の確保など、営農再開に向けた配慮を徹底する。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。									

2 調整措置概要

地区名：夫沢地区 C-1 地区リサイクルセンター施設整備事業

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
圃場整備 事業位置 図 C-1地区	県営 圃場 整備事業 2工区	大熊地区	福島県	181.1ha	S48～ 57	7.3ha	完了	補助	現在大熊町は一部地域を除き大部分が帰還困難区域に設定されている。今回新たに事業区域に設置するリサイクルセンターは、線量のある不燃物・混合物などの不燃物処理や再生金属・再生土工資材を一体的に取り扱うもので、選定にあたっては中間貯蔵施設用地に近く、住宅地からも遠い特定復興再生拠点区域以外の土地を選定している。町は町内全域の除染を目標としており、事業とともに線量低減を図り特定復興再生拠点区域の拡大を目指しているところである。 本計画について、大熊町業委員会、大熊町土地改良区と調整済みである。また、周辺の農地については、営農再開に支障がない形で事業を進めるよう事業者と協議済みである。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
生活排水は事業区域内に合併浄化槽を設置し処理を施した後、雨水も含め既存又は新設する排水路を活用し2級河川夫沢川に放流される計画であり、周辺農地に影響を及ぼすことはない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。									

2 調整措置概要

地区名：下野上地区 A-2 地区大熊町復興拠点整備事業(下野上地区復興拠点整備事業)

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
圃場整備 事業位置 図 A-2地区	県営圃場 整備事業 1工区	大熊地区	福島県	129.7ha	S48～ 57	0.3ha	完了	補助	現在の大熊町は一部避難指示が解除されたものの大部分が帰還困難区域に指定されており、平成29年11月に「大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画」が認定され、令和4年春を目標とした除染及びインフラの整備の道筋が示されたところである。本計画はその特定復興再生拠点の整備に係るものであり、下野上地区の一体的な開発のため当該受益地を活用する。 本計画についてはⅠ～Ⅲ工区全体を大熊町農業委員会及び大熊町土地改良区と調整済である。また事業区域内はもちろんのこと、近隣の農地にも営農再開の際に支障を来すことのないよう調整する。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
当該エリアの生活排水については既存処理施設で処理し2級河川熊川に放流される計画である。また、エリア内の農業用排水路については既存水路の機能を確保し、Ⅰ～Ⅲ工区全体について周辺農地での営農再開に支障がないよう調整済みである。既存水路を撤去せざるを得ない箇所については拡幅し、外側に付け替え支障が無いよう調整済みである。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。									

2 調整措置概要

地区名： 大川原地区 A-3 地区大熊町工業団地整備事業（大川原地区西工業団地）

（別紙様式 2）

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
圃場整備 事業位置 図 A-3地区	—	—	—	—	—	—	—	—	—

該当なし

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
雨水排水は、調整池を設置し一時貯留のうえ、地区外の農業用排水路を経由して2級河川大川原川および2級河川熊川に放流されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。農業用排水路の使用については、大熊町土地改良区と調整済である。									

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。									

2 調整措置概要

地区名： 大川原地区 A-3 地区大熊町工業団地整備事業（大川原地区西工業団地）

（別紙様式 2）

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
圃場整備 事業位置 図 A-3地区	—	—	—	—	—	—	—	—	—

該当なし

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

雨水排水は、調整池を設置し一時貯留のうえ、地区外の農業用排水路を経由して2級河川大川原川および2級河川熊川に放流されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。農業用排水路の使用については、大熊町土地改良区と調整済である。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。